

郵便遞送用馬車



東京

郵政歴史文化研究会編

# 郵政博物館 研究紀要

令和4年度 第14号 (2023年3月)

郵政博物館

研究紀要

令和4年度 第14号 (2023年3月)

通常郵便遞送用馬車



東京

公益財団法人通信文化協会

## 表紙解説

### 『郵便器具図』（郵政博物館収蔵）

『郵便器具図』は、郵便に纏わる器具がその用途により8部に分類され収録され構成されている。

その内訳は、郵便物保管箱之部（郵便物保管箱之部・書留郵便物保管箱之部・郵便切手類保管箱之部・色紙類保管箱之部・小包郵便物保管箱之部・小包郵便物保管棚之部・諸帳入戸棚類之部）、郵便函類之部（郵便函類之部・窓口公衆用諸器具之部・窓口切手類保管函及小出函之部・揭示額類之部）、郵便区分棚之部（郵便区分棚之部・郵便区分棚之部差立掛用・通送郵便区分棚之部・配達郵便区分棚之部・集配掛用区分棚之部・各地区内郵便区分棚之部・事故郵便物区分棚之部・書留郵便物区分棚之部・小包郵便区分棚之部・外国郵便区分棚、押印台之部・鉄道郵便及航送用器具之部）、行囊入器之部（行囊入器之部・行囊掛等之部・乾燥器之部・郵便物運搬籠類之部・被服箱之部・通送時計保管箱之部）、郵便物区分台之部（郵便物区分台之部・集配郵便物区分台之部・配達郵便区分台之部・小包郵便区分台之部・押印台之部・小包押印台之部・郵便点査台之部・小包点査台之部）、付箋紙入箱之部（付箋紙入箱之部・炭酸紙入函及炭酸紙筆之部・印函肉地活字函類之部・秤量台及付属品之部）、郵便通送馬車之部（郵便通送馬車之部・郵便通送車之部・小包郵便車之部通送用・三輪車之部・郵便物配達通送用櫓及背当）、證印記挾類之部（證印記挾類之部・小包通送記函之部・墨汁器之部・蘭繩函之部・鈴類之部・提燈之部・角燈入箱及角燈之部・その他用具類）と細分化されており、郵便器具の図が手書きで描かれており、いかなるもので、どこで使用されているのかが記されており、器具によっては詳細に寸法等明記されており、郵便器具について知るのに貴重な資料のひとつである。

今回表紙にとりあげたのは、郵便通送馬車之部の郵便器具である。

### 表紙上部 郵便通送用馬車（東京）

#### 表紙下部 通常郵便通送用馬車（東京）

日本に郵便物を運ぶ馬車が登場するのは、郵便創業から1年後の明治5（1872）年に一般貨客と郵便物の輸送を担う民間の馬車会社であった。この民間の馬車会社は、東京と高崎を結ぶ郵便馬車会社、甲州街道馬車会社、東京宇都宮間馬車会社、陸羽街道馬車会社、京都大阪間馬車会社、函館札幌間馬車会社など長距離を走る民間の会社が相次いで設立された。

明治6（1873）年4月から日本橋の四日市にあった駅通寮と新橋ステーションとの間を赤で塗られた駅通寮の郵便馬車が運行された。

表紙の上部に描かれている郵便通送用馬車は、小包郵便と明記されていることから、小包郵便専用の郵便馬車とわかり、また、内国小包郵便は明治25（1892）年から開始されるため、この郵便通送用馬車はそれ以降に東京で使用されていた馬車だとわかる。

表紙の下部に描かれている郵便通送用馬車は、年代不明だが東京で使用されていた通常郵便通送用馬車である。